

保育士等キャリアアップ研修  
**保護者支援・子育て支援**

Eiyo栄養セントラル学院 登録講師  
田村三太

## 研修のねらい

- **キャリアパスを見通し、  
保育所におけるリーダー的職員の育成**
- **保護者支援・子育て支援に関する理解  
を深め、適切な支援を行うことができる  
力を養い、他の保育士等に保護者支  
援・子育て支援に関する適切な助言及  
び指導ができるよう、実践的な能力を  
身に付ける**

## 田村三太 (TAMURA Santa)

- Eiyo栄養セントラル学院登録講師
- 国際EAPコンサルタント(CEAP-International)
- 精神保健福祉士・キャリアコンサルタント
- 一般社団法人MHCリサーチ＆コンサルティング代表理事
- 東京都立中部精神保健福祉センター外部講師
- 東京都中野区区民公益活動推進協議会・健康福祉審議会障害部会委員
- 日本外来精神医療学会、日本キャリア・カウンセリング学会等にて  
シンポジストとして登壇するなど“レジリエンス”を専門とし、個人  
と組織に対してメンタルヘルスとキャリアの統合的支援を行っている
- CHO(Chief Happiness Officer)やCWO(Chief Well-being Officer)  
として従業員の健康や幸せの向上に向けたサポートに尽力
- 医療機関、社内(外)相談室、保育所、子ども家庭支援センター等で  
カウンセリング経験5,000件以上

## 保護者支援・子育て支援

- 保護者支援・子育て支援の意義
- 保護者に対する相談援助
- 地域における子育て支援
- 虐待予防
- 関係機関との連携・地域資源の活用

## 第1章

### 保護者支援 子育て支援 の意義

## 児童福祉法

### 第六節 保育士

- **第十八条の四**  
この法律で、保育士とは、第十八条  
の十八第一項の登録を受け、保育士  
の名称を用いて、専門的知識及び技  
術をもつて、児童の保育及び**児童の  
保護者に対する保育に関する指導を  
行うことを業とする者**をいう。

## 児童福祉法

- ・第四十八条の四  
**保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。**

## 現代の社会状況

- ・核家族化
- ・地域との関係の希薄化
- ・外国籍の親の増加
- ・ひとり親家庭の増加
- ・格差の拡大
- ・子育てを助けてくれる身近な存在の不在
- ・介護と育児の両立

## 子ども・子育て支援（厚労省HP）

子どもを生み育てるに  
喜びを感じられる社会を目指して

次代の社会を担う**子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援**するため、子育てにかかる経済的負担の軽減や**安心して子育てができる環境整備**のための施策など、総合的な子ども・子育て支援を推進しています。

9

## 児童福祉法

- 第一条**  
**全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。**

## 児童福祉法

- 第二条**  
全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、**児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先**して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。  
○2 児童の**保護者は**、児童を心身ともに健やかに育成することについて**第一義的責任**を負う。  
○3 **国及び地方公共団体**は、児童の**保護者**とともに、児童を心身ともに健やかに育成する**責任**を負う。

## 保育所における2つの子育て支援

- ①保育所を利用している保護者に対する子育て支援
- ②地域の子育て家庭の保護者に対する子育て支援（地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、園庭開放、体験保育等）

## 保育所の機能と役割

- ・保育所保育指針「第4章 子育て支援」「2. 保育所を利用している保護者に対する子育て支援」
  - ①保護者との相互理解
  - ②保護者の状況に配慮した個別の支援
  - ③不適切な養育等が疑われる家庭への支援

## 保育の専門性のみで対応不可

- 保育の専門性を基盤にしながら
- ・カウンセリング(心理学)
  - ・ソーシャルワーク
- の知識・技術を活用
- 専門機関(専門職)との連携・協働

ソーシャルワーク旧定義  
(国際ソーシャルワーカー連盟, 2000)

ソーシャルワーク専門職は、人間の福利(well-being)の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人びとのエンパワーメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である。

15

## ソーシャルワーク専門職のグローバル定義(国際ソーシャルワーカー連盟, 2014)

ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワーメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的责任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。

16

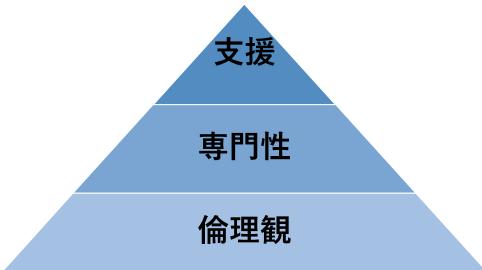
## ソーシャルワーク

- ・生活課題を抱える対象者と、対象者が必要とする社会資源との関係を調整しながら、対象者の課題解決や自立的な生活、自己実現、よりよく生きることの達成を支える一連の活動
- (保育所保育指針解説書平成20年4月コラム)

## 社会資源

個人や集団(グループ・家族)のさまざまなニーズを満たしたり、抱えている困りごとを解決へと導くために活用できる、ありとあらゆるもの

## 支援の基盤



## 倫理綱領（全国保育士会）

- ・私たちは、子どもの育ちを支えます
  - ・私たちは、保護者の子育てを支えます
  - ・私たちは、子どもと子育てにやさしい社会をつくります
- 
- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| 1. 子どもの最善の利益の尊重 | 5. チームワークと自己評価 |
| 2. 子どもの発達保障     | 6. 利用者の代弁      |
| 3. 保護者との協力      | 7. 地域の子育て支援    |
| 4. プライバシーの保護    | 8. 専門職としての責務   |

20

## 子どもの最善の利益

- ・私たちは、一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、保育を通してその福祉を積極的に増進するよう努めます（保育士会倫理綱領）
- ・専門職が考える「最善」と保護者が考える「最善」の差異
- ・多様な視点、中長期的な観点から検討

## ニーズの4類型(Bradshaw,J.)

規範的ニード normative need	価値基準や科学的判断に基づく絶対的基準によりニードの有無を判定するもの
感得されたニード felt need	個々人が感じたニード、いわゆる欲求をいい、本人が自覚しているもの
表明されたニード expressed need	対象者自身が感じているニードを、他人にわかるように実際に表明したもの
比較ニード comparative need	他人や他の集合体の状態との比較によってニードの有無を判定すること

22

## 保護者の養育力向上のための考え方

- ・ストレングス視点（クライアントのもつ強みに着目し、人がもつ強さや回復力を信じて力を引き出す）
- ・エンパワメント実践（自分が本来持っている力や自身の大切さ、権利に気づき、意見が言えるようになることを目指す実践）
- ・エコロジカル・ペースペクティブ（人を、社会的な環境の中で生きている存在としてとらえる人間観）

23

## 保護者の養育力の向上

- ・保育士は保護者との対話を通して、保護者が自ら子育てをする力を引き出す
- ・保育に関する知識を保護者に提供し、家庭での子育てに役立てもらう
- ・地域資源につなぐ
- ・ファシリテーションを行う
- ・保護者の学習ニーズや現状に合った研修・講習会

24

## 保育士等に求められる態度

### 【バイスティックの7原則(1951)】

- ・クライアントと支援者間の信頼関係（ラポール）を構築するための倫理と行動の原則
- ・この信頼関係は「私的な個人間の関係」とは異なる「専門的な支援関係」

25

## バイスティックの7原則

1. 個別化
2. 意図的な感情表出
3. 統制された情緒的関与
4. 受容
5. 非審判的態度
6. 自己決定
7. 秘密保持

26

## 1. 個別化

クライアントは  
「不特定多数の中の一人」  
としてではなく、  
**独自性**をもつ「**特定の一人の人間**」  
として対応されたいという  
ニーズを持つ

27

## 2. 意図的な感情表出

- ・クライアントは自分の感情を  
“**自由に表現したい**”  
というニーズを持つ
- ・表現される行為やその内容の  
意味を大切にする

28

## 3. 統制された情緒的関与

- ・支援者が支援という目的を意識しながら、クライアントの感情に適切な形で反応する
- ・支援者自身が**クライアントの感情に飲み込まれない**

29

## 4. 受容

クライアントを現在のありのままの姿で感じ、クライアントを**そのまま受け入れる・受け止める**  
(クライアントの健康さと弱さ、好感をもてる態度ともてない態度、肯定的感情と否定的感情、建設的態度・行動と破壊的態度・行動等)

30

## 5. 非審判的態度

- ・クライアントに罪があるのかないのか、あるいはクライアントがもっている問題やニーズに対してクライアントにどのくらい責任があるかなどを**批評・批判しない**。
- ・支援者はクライアントの思考や行動に対して補佐的立場

31

## 6. 自己決定

- ・クライアントは自分の人生に関することは**自ら選択し、自ら決定**したいというニーズを持つ
- ・クライアントは**指示ではなく、支援**を求めている

32

## 7. 秘密保持

- ・クライアントが専門的な支援関係の中で打ち明ける**情報を支援者は守る**
- ・支援者の**倫理**的な義務もあり、サービスの**効果**を高める上で不可欠な要素もある

33

## 秘密保持

### 【児童福祉法第18条の22】

保育士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保育士でなくなった後においても、同様とする。

34

## 守秘義務の例外的状況

- 1.明確で差し迫った**生命の危険**があり、**攻撃される相手が特定**されている場合
- 2.**自殺**など、自分自身に対して深刻な危害を加えるおそれのある**緊急事態**
- 3.**虐待**などが疑われる場合
- 4.そのクライアントの支援に直接関わっている専門家同士で話し合う場合

35

## 守秘義務の例外的状況

5. 法による定めがある場合
6. 医療保険による支払いが行われる場合
7. クライアントが、自分自身の精神状態や心理的な問題に関連する訴えを裁判などによって提起した場合
8. クライアントによる明示的な意思表示がある場合

36

## 保育所の特性(保育所保育指針解説)

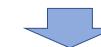
- ①日々の保育を通して、保護者との継続的・長期的なかかわり
- ②保育士・看護師・栄養士等のさまざまな専門職の配置
- ③さまざまな年齢の子ども集団
- ④子どもの発達に適した保育環境
- ⑤公的施設としてさまざまな社会資源との連携

## 保育士の専門性(保育所保育指針解説)

- ①**発達**援助の知識・技術
- ②**生活**援助の知識・技術
- ③**環境**構成の知識・技術
- ④遊びを豊かに展開する知識・技術
- ⑤**関係構築**の知識・技術
- ⑥**保護者**に対する**相談・助言**の知識・技術

## 生活の場を活かした支援

実際の子どもの生活や保育の様子を保護者に見てもらったり体験してもらう



子育ての方法や子どもの発達に関する理解を促す

39

## 生活の場を活かした支援

- ・子育てに疲れている保護者や虐待リスクが高まっていそうな保護者への一時保育等の利用の提案
- ・子どもの**実態**を伝え、子どもの声を代弁
- ・乳幼児期の親子関係の**小さな変化**を見逃さず**予防的支援**にあたる

## 第2章

### 保護者に対する 相談援助

## 相談援助において大切な大前提

- ・子どもであれ、保護者であれ、**クライアント理解**が必要
- ・クライアント（他者）理解のためにまずは**自己理解**が必須

40

## 自己理解

- ・自己概念（自分についての感覚や理解）の発達により、自分で自分の感情や行動をコントロールしたり、自己と他者との違いに意識的になる
- ・理解不足により集団への適応において様々な課題が生じてくる

## 自己理解の4要素

- ①興味
- ②価値観
- ③能力
- ④環境

## 相談援助

何らかの生活上の問題を抱える人に對して、支援者がその人に助言・指導したり、その人が必要とする社会資源との関係を調整したり、社会資源が効果的に機能できるように連携したりして、**その人自身が問題解決に主体的に取り組めるように支える一連の活動**

44

## 相談援助における態度

- 【バイスティックの7原則（1951）】
- ・クライアントと支援者間の信頼関係（ラポール）を構築するための倫理と行動の原則
  - ・この信頼関係は「私的な個人間の関係」とは異なる「専門的な支援関係」

## バイスティックの7原則

1. 個別化
2. 意図的な感情表出
3. 統制された情緒的関与
4. 受容
5. 非審判的態度
6. 自己決定
7. 秘密保持

## コミュニケーション

- 意味や感情をやりとりする行為
- ・知る力 → 良い人間関係をつくる
  - ・伝える力 → 情報を正確に伝達する
  - ・動かす力 → 相手に行動を促す

46

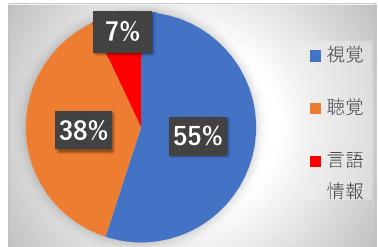
47

## 双方向性

- ・コミュニケーションは伝える ⇔ 受け取る
- ・双向の性質
- ・伝える 言語／非言語
- ・受け取る 聴く／汲み取る

## メラビアンの法則

感情や態度について、言葉と矛盾したメッセージが発せられた時の人の受け止め方、影響の度合い



## コミュニケーション能力

- ・意思疎通能力
  - ①主張すること ②人の話を聞くこと バランスよくできる
- ・自己表現能力
  - 状況に合った自己表現ができる
- ・協調性
  - 調和を保つことができる

## コミュニケーションの深さ

- ①挨拶
- ②事実
- ③思考
- ④感情

## コミュニケーションを支える柱

- ①誠実
- ②率直
- ③対等
- ④自己責任

## 受け手の立場に立って

- ・自分が伝えたいことばかり伝えるのではなく、相手が必要とするであろう情報を正確に簡潔にわかりやすく伝える
- ・相手の立場に立って、何が重要なことをよく考える

## 受け手の分析

- ・受け手は**誰**か
- ・受け手の**認識**はどうか
- ・受け手はどんな**反応**をしそうか
- ・受け手の**関心**は何か
- ・受け手の**知識**レベルや**理解度**
- ・受け手の**役割**
- ・受け手の**感情**の状態
- ・受け手と伝え手の**関係性**
- ・受け手の**性格**や特性

## 緊急度・重要度

- ・内容の**緊急度・重要度**によって  
タイムリーに伝える
- ・緊急度が高いもの以外は、  
相手が話を聞けるタイミングを  
見計らって行う

## 関係維持のために

- ①挨拶
- ②思いやりの言葉かけ
- ③感謝・称賛の言葉かけ
- ④謝罪の言葉

## ほめる時のポイント

- ① 事実を細かく、具体的に
  - ② 相手に合わせて
  - ③ タイミング良く
  - ④ たくさん
  - ⑤ 先に
  - ⑥ 心を込めて
- ×おだてる：事実でないことをあたかも称えているかのように言うこと
- ×媚びる：相手に気に入られるようにふるまうこと

## より良いコミュニケーションのため の言葉の選択

- ・拒み言葉  
(いや、でも、だって、そうじゃなくて)  
に気を付け、  
相手の考えを受け止める

## 自己開示

- ・自分のことを相手に知らせる
  - ・相互の親密さを強化する
- 自己開示の相互性  
相手の開示レベルに合わせて  
自分も開示しようとする傾向

## 傾聴

- ・**ことがらと感情**（気持ち）の両方をバランスよく聴く
- ・相手が言語・非言語でわかつてもらおうとしていることを、相手がわかつてもらいたいように理解
- ・言語・非言語で聴く
- ・うなずき、あいづち

## 質問技法

- ・クローズド・クエスチョン
- ・オープン・クエスチョン
- ・ソクラテス式質問法  
(議論をせずに相手に気づいてもらう)

## 明確化技法

- ・**はげまし**：相手の話を促すための技法（相づち、繰り返し）
- ・**言い換え**：相手の話を自分の言葉に言い換えて繰り返す技法
- ・**要約**：相手の発言を的確にまとめて返す技法

## 感情の反映技法

- ・クライアントの**感情に焦点**を当て、支援する
- ・感情を受け止め、対応することで、より**共感的**に関わる
- ・感情に焦点を当て、質問技法や明確化技法を使用
- ・言語化されていない感情を**言語化**

## 家庭の状況に応じた支援

- ・保育士等による保護者支援は情報収集・課題分析（アセスメント）から始まる
- ・ソーシャルワークの視点  
(個人と組織や環境、その相互作用)
- ・バイオ・サイコ・ソーシャル
- ・ジェノグラム、**エコマップ**の活用
- ・アセスメントを通じて家庭の現状理解  
次のアプローチへと展開
- ・**子どもの最善の利益**の視点

## 【相談援助のプロセス】

- ① 受理面接(インテーク)
- ② 契約
- ③ 情報収集
- ④ 課題分析(アセスメント)
- ⑤ 支援計画(プランニング)
- ⑥ 支援実施・介入(インターベンション)
- ⑦ 経過観察(モニタリング)
- ⑧ 効果測定と支援評価(エバリュエーション)
- ⑨ 終結(ターミネーション)
- ⑩ フォローアップ

## 保育者の情報経路

- ①子どもや保護者から得られる情報
- ②保育者自身による情報の把握・収集
- ③保育者間での情報共有
- ④他職種、他機関からの情報提供

67

## 情報の活用方法

- ①気づく                  ④分析する
- ②集める                  ⑤伝える
- ③整理する              ⑥予防する

68

## 保育士の専門性

- ・アセスメント
- ・子育て不安への対応
- ・保育に関する知識の提供
- ・特に個別の相談や支援が必要な場合  
組織内で情報共有、リファー

69

## ジェノグラム（家族関係図）

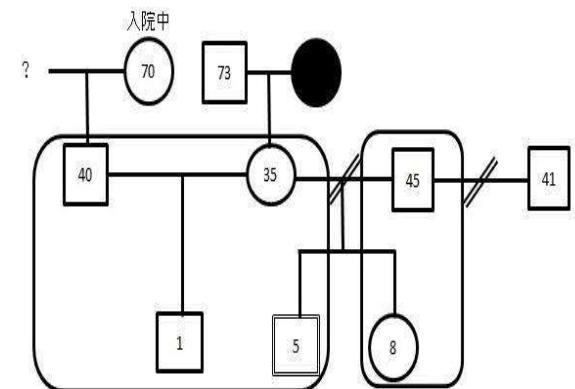
- ・三世代程度の親族・家族関係を図示  
(婚姻や血縁関係などの事実に基づく)
- ・作成時は保護者本人の話を聞き、  
確認しながら一緒に書く
- ・保護者本人が家族関係を整理でき、  
記録としても一目でわかる正確な図  
ができる

70

## ジェノグラムの書き方

- ・男性は□、女性は○
- ・本人は二重線
- ・人と人を線で結び、年齢を書く
- ・同居家族は丸で囲む
- ・離婚は斜線、死亡者は×

71



## エコマップ<sup>®</sup>

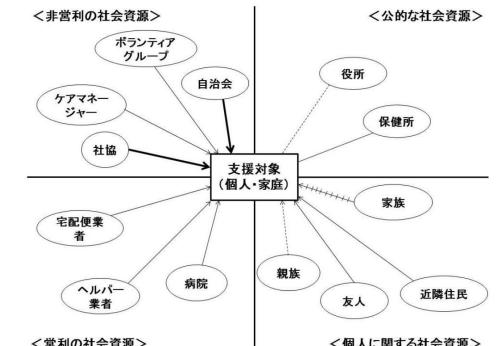
- ・クライアント(当事者)と社会資源(関係者・関係機関)の関係を図示
- ・周辺からの情報や個人の見方により作成
- ・一緒にエコマップを書くことにより、その家庭が置かれている環境やサービス等の活用状況がわかる
- ・人が置かれている状況は、その時々により変化していく

73

## エコマップの書き方

- ・クライアントと社会資源を線で結んで関係性を表す
  - ・現在つながっていない社会資源も記す
  - ・関係性によって線の種類を変える
    - 普通 一
    - 強い 一
    - 弱い -----
    - 対立 #####
- 働きかけの方向 ⇒ ⇌

74



福島県社会福祉協議会HP

## EBP

- ・エビデンス（科学的根拠）に基づく実践 (Evidence-Based Practice : EBP)
- ・EBPは好き嫌いですませられない
- ・効果的かつ倫理的な支援のために必須
- ・保育士等対人援助専門職すべてが身につけ、実践しなければならない
- ・どのような支援が、どのような根拠に基づいて行われているのかを明確にする

75

## 第3章

### 地域における 子育て支援

## 社会資源

個人や集団（グループ・家族）のさまざまなニーズを満たしたり、抱えている困りごとを解決へと導くために活用できる、ありとあらゆるもの

## ニーズの4類型(Bradshaw,J.)

規範的ニード normative need	価値基準や科学的判断に基づく絶対的基準によりニードの有無を判定
感得されたニード felt need	個々人が感じたニード、欲求、本人が自覚している
表明されたニード expressed need	対象者自身が感じているニードを、他人にわかるように実際に表明
比較ニード comparative need	他人や他の集合体の状態との比較によってニードの有無を判定

79

## 地域の施設としての保育所

- 保育所は**身近な相談機関**として地域にひらくかれている
- 地域の**社会資源**を知らない（必要性があるにも関わらずつながっていない）家庭に対してはたらきかける

80

## Well-being (WHO憲章, 1948)

Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.

健康とは、単に病気でないとか、弱っていないということではなく、  
肉体的にも、精神的にも、社会的にも  
良好で満たされた(整った)状態である。

## 地域が有する子育て力の向上

- 地域は、子育てがしやすい環境を整えるだけでなく、課題を抱える家族の声を**代弁**して広く社会に働きかけたり、新しい**社会資源**を作り出すことができる
- 地域の有する子育て力を引き出すために①その**地域の特性**を理解②**住民自ら計画**し住民同士が関わり合うプロセス③ニーズに合わせて**社会資源**を紹介し住民が活用できるようにする

82

## 地域における支援者としての役割

- ① 地域の子育て家庭への**保育所の機能の解放**  
(園庭開放、体験保育、保育参観等)
- ② 子育て家庭の**交流の場の提供**、交流の**促進**
- ③ 子育てに関する**相談・援助**の実施
- ④ 地域の子育て家庭への支援に関する**情報提供**
- ⑤ 子育てに関する**講習会**等の実施

## 一時預かり事業

- 地域子ども・子育て支援事業の一環  
**「家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児**について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、**一時的に預かり**、必要な**保護**を行う事業」

## 一時預かりの意義

- ① 緊急事態においても**保護者**と**子ども**双方の**well-being**を保障
- ② 保護者の短時間もしくは不定期な**就労**等の活動を保障
- ③ 育児疲れによる保護者の**心理的・身体的負担**の軽減
- ④ 良好な**保育環境・発達保障**の場

## 一時預かりの留意点

- ・一時預かりの子どもの**共通点**
- ①保護者と離れた経験が少ない
- ②集団に慣れていない
- ③人見知り・場所に慣れにくく情緒不安定
- ・急に**環境が変わる**子どもの受容
- ・年齢発達に合った保育内容の実施
- ・子どもが「楽しかった」「また来たい」と思える実践
- ・子育て**支援の入り口**としての機能

## バイスティックの7原則

1. 個別化
2. 意図的な感情表出
3. 統制された情緒的関与
4. 受容
5. 非審判的態度
6. 自己決定
7. 秘密保持

87

## 相談援助のための場の確保

- ・**遊びの場**において親子が安心して表現をし、相談できる体制づくり
- ・**保護者が安心して相談ができる環境整備**
- ・**支援者がしっかりと相談を受けることができる環境整備**
- ・**チームアプローチ**

## メンタルヘルスの予防

一次予防	不調の発生を <b>未然に防ぐ</b>
二次予防	不調を <b>早期発見・早期対処</b>
三次予防	重症化した疾患などからの <b>社会復帰(再発防止)</b>

## ソーシャルサポート

情緒的サポート	励ましや応援によってやる気をおこさせてくれる
情報的サポート	役立つ情報を教えてくれる
道具的サポート	実際に手伝ってくれる
評価的サポート	適切に評価してくれる

## グループワークの原則(コノプカ)

- ①グループ内の個別化
- ②グループの個別化
- ③メンバーの受容
- ④支援者とメンバーの援助関係の構築
- ⑤メンバー間の協力関係の促進
- ⑥グループ過程の変更
- ⑦参加の原則

## グループワークの原則(コノプカ)

- ⑧問題解決過程へのメンバー自身の取り組み
- ⑨葛藤解決の原則
- ⑩経験の原則（新しい経験）
- ⑪制限の原則
- ⑫プログラムの活用
- ⑬継続的評価
- ⑭グループワーカーの自己活用

## 子育て支援者・ カウンセラーとしての役割

- ①子どもと母親等の家族との間の安定的なアタッチメント関係の形成に向けた予防的な助言・指導（地域の非入所児の母親等に対するものも含む）
- ②育児に悩みを抱える母親等に対する相談活動—保育カウンセリング  
(岩堂, 2001)

Insanity: doing the same thing  
over and over again  
and expecting different results.

同じことを何度も何度も繰り返し  
違う結果を望むこと  
“狂気”

Albert Einstein

## 専門職の役割

- ・個人の中の悪循環のみならず、母親と子ども、家庭の中の子ども等の相互作用の悪循環が親子関係を固定的なものにしてしまうため、悪循環を断ち切るためには専門職による支援が必要
- ・悪循環を放置しておくとマルトリートメントから児童虐待へと進んでいく可能性が高まる

心理学・カウンセリングの

知識・技術

## 感情のなりたち

怒り = 大切なもの × 傷つけられる

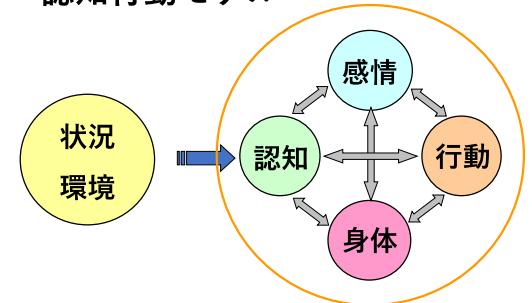
悲しみ = 大切なもの × 失われる

不安 = 未来のこと × わからない

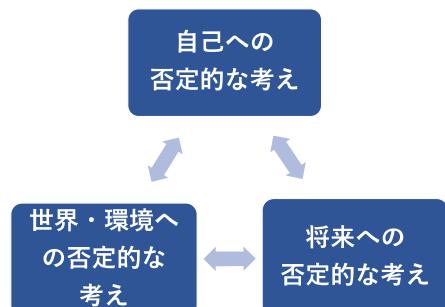
## 認知行動療法（CBT）

- うつ病・不安症・不眠症などの精神疾患の治療法として発展
- セルフケア・ストレスマネジメントの方法
- 認知（物事の捉え方や考え方）や行動を柔軟に変えることによって悪循環を脱し、問題解決能力を高めていく心理療法

## 認知行動モデル



## 否定的な認知の3つの特徴



認知の歪み	内容
全か無か思考	柔軟さを失い、一括りで結論付ける
一般化のしすぎ	「いつもうまくいかない」と決めつける
心のフィルター	1つの悪い事にこだわり良い事を無視
マイナス化思考	何でもないことをネガティブに意味づける
結論の飛躍	根拠がないのに、悲観的な結論を出す

認知の歪み	内容
誇大視と過小評価	悪い事は大きく、良い事は小さく認知
感情的決めつけ	客観的事実より感情を事実の証拠にする
べき思考	強迫観念や義務感から自分を追い詰める
レッテル貼り	極端な決めつけ、偏見の確信化
自己関連付け	「自分のせいだ」と自己評価を下げる

## 多角的な視点で検討

- もし、友人・後輩が同じような考え方をしていたら、どのように声をかけてあげる？
- 他の人（家族、友人、職場の人、歴史上の人物…）であれば、どうするだろうか？どう考えるだろうか？
- 以前、同じような経験をした時、どう対処した？
- 自分が逆の立場だったらどのように考える？
- 5年後、10年後に今を振り返ったとしたら、どのように考えるだろうか？
- 元気な時だったら、違う見方をしないだろうか？
- 最悪のシナリオ ⇒ 最高のシナリオ ⇒ 現実的なシナリオ（シナリオ法）

## 認知の修正・拡張のために

- 親友の〇〇さんだったら、このようなとき、自分にどのようなアドバイスをしてくれるだろうか？
- 自分が尊敬している〇〇さんだったら、この状況についてどう受け止めるだろうか？
- これを解決するために自分にできることははある？
- この問題からは距離を置いたほうがいいのかもしれない
- 自分にできることが無いならどのように発想を転換すれば楽になる？
- 今自分で考えていることは、自分に役に立つだろうか？
- この考え方は生産的・妥当だろうか？
- 私はどうしたいのか？
- 最終的にどうなって欲しいのか？
- この出来事から何か学べることはあるか？

## 行動へのアプローチ

- 行動（活動）することを通して、気分・感情の改善を図っていく
  - やる気が起ころまで行動しないのではなく、行動を通してやる気を引き起こしていく
  - 元気があれば何でもできる（気分が落ち込んで、何もする気にはなれません）
- ↓
- 何かをすれば元気が出てくる（とりあえず動いてみて、元気が出てくるか試してみよう）

## 気分(感情)と行動の関連



### 気分(感情)に従った行動

- 落ち込んだから引きこもった
- イライラしたから物に当たった
- 不安だから何もしなかった
- 眠れない焦りから早く床に就いたけれども、眠れなかった
- 気分が優れないから休もうと思いつらになっていた

↓  
気分・感情が維持

### 気分(感情)を変える行動

- 散歩に行ったらスッキリした
- 深呼吸をしたら落ち着いた
- 一つやってみたら落ち着いた
- 眠気を感じてから床に就いたら、すぐに眠れた
- 少し軽い運動をすると気分が良くなったり

↓  
気分・感情が変わる

## 抑うつ的な行動／回避を減らす



- ① “まずい行動”をしていることに気づく
- ② “まずい行動”的きかけや結果に気づく
- ③ “まずい行動”的代わりとなる行動を試す
- ④ 新しい行動が良い結果になれば続ける

## 行動する時のポイント

- できることから少しづつ
- 具体的に可能な範囲で計画を立てる  
例) 友だちとお茶をする ⇒ 友だちをお茶に誘う
- 大きな活動は小さい活動に分ける  
例) 家の掃除をする  
計画を立てる ⇒ 机の上を片づける ⇒ 部屋を片づける
- 過去の体験や五感に働きかける行動を参考にしてリストアップ

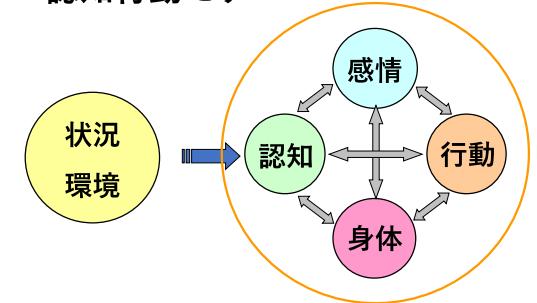
## 行動リスト

- ・料理をする
- ・ドライブに行く
- ・喫茶店で読書をする
- ・美術館に行く
- ・靴を磨く
- ・植物を買う
- ・クローゼットを綺麗にする
- ・映画を見る
- ・ボランティアをする
- ・手紙を書く
- ・楽器を演奏する
- ・散歩に行く
- ・半身浴をする
- ・自然に触れる
- ・写真を見返す
- ・日記をつける
- ・ペットショップに行く
- ・小川を見に行く
- ・ヨガをする
- ・少し贅沢なデザートを食べる
- ・マッサージを受ける
- ・香水を選ぶ
- ・音楽を聞く
- ・テニスをする
- etc.

## 行動の損益分析

- 【検証する行動について】
- ・具体的な行動
  - ・その行動の「長所・有益性」は？
  - ・その行動の「短所・コスト」は？
  - ・代わりとなる考え方は？
  - ・どのように違った行動ができるか？

## 認知行動モデル



## 対人関係療法 (IPT)

### ・焦点化する 4 つの領域

- ①悲哀（重要な人の死）
- ②**対人関係の不和**  
(役割期待のずれ)
- ③**役割の変化**
- ④**対人関係の欠如** (社会的孤立)

## 焦点の当てどころ

- ・**Here and now**
- ・クライアントが**現在の重要な人間関係**について懸念していることに注目
- ・現在の状況をクライアントに評価させる
- ・現在の状況をコントロールできるように支援
  - 対人関係の問題点を明らかにして修正
  - 非適応的な受け止め方を変える
  - 新しい人間関係をつくる
  - ストレスに対処するため既存のサポート源の活用

## 支援のポイント

- ・クライアントは**現在**何に悩んでいるのか
- ・クライアントの**現在のストレッサー**
- ・現在のストレスのポイントとなっている**人**
- ・クライアントは相手に**何を期待**しているか、何が満たされていないか
- ・苦しい感情から解放されるようにサポート

## ストレンジス・モデル

- ・医学モデル（「問題点」に焦点を当てて問題点の改善を目指す）の限界を指摘するソーシャルワークのための実践モデル
- ・クライアントの権利を尊重し、ストレンジス（強み）に働きかけることで、リカバリーの実現に大きな役割を果たす

115

## ストレンジス（個人）

- ・熱望 生活がうまくいっている人は、**目標**と**夢**がある
- ・能力 生活がうまくいっている人は、彼等の願望を達成するために、彼等の**得意**なことを用いている
- ・自信 生活がうまくいっている人は、目標にむかって次のステップに移る**自信**をもっている

116

## ストレンジス（環境）

- ・資源 生活がうまくいっている人は、目標を達成するために必要な**資源**にアクセスできる
- ・関係 生活がうまくいっている人は、意味のある**関係性**を構築している
- ・機会 生活がうまくいっている人は、目標達成に関する資源と人間関係が相互に響き合う**機会**に恵まれている

117

## ストレンジス視点

- ・本人が**大切**にしている**人やものや活動**は何だろう
- ・本人が**興味**を持っていることは何だろう
- ・本人がやっていると**楽しい**と感じる事は何だろう
- ・本人が実現したいと願っている**夢や目標**は何だろう
- ・本人が**得意**としていること、才能、特技は何だろう
- ・本人が**自信**を持っていることは何だろう
- ・本人の**社会資源・支援者**は誰だろう
- ・支援者が本人と一緒にやると楽しめる**活動**は何だろう

118

## 第4章

### 虐待予防

## 児童虐待防止法

第一条 この法律は、児童虐待が**児童の人権**を著しく侵害し、その**心身の成長**及び**人格の形成**に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する**虐待の禁止**、児童虐待の**予防**及び**早期発見**その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

## 児童虐待防止法

- ・第三条  
何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。
- ・第五条 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

## 児童虐待防止法

- ・第六条  
児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。
- ・第六条3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

## 児童虐待

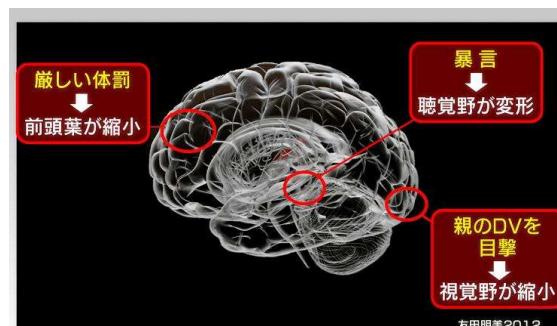
身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縛などにより一室に拘束する
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ボルノグラフィの被写体にする
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV）、きょうだいに虐待行為を行う

## 不適切な養育 (マルトリートメント)

- ・「子どもの精神と身体の健全な成長・発達を阻む養育をすべて含んだ呼称」
- ・大人の側に加害の意図があるか否かにかかわらず、行為そのものが不適切であればマルトリートメント

124

## 虐待による脳の萎縮



## 虐待が子どもの脳に与える影響 (友田, 2012)

虐待の形態	変形する脳の部位	本来の機能	変形による影響
体罰	前頭前野の萎縮	感情や思考のコントロール	行動抑制力低下 気分障害や非行
暴言	聴覚野の肥大	コミュニケーション能力	情緒不安 自己肯定感低下
面前DV	視覚野の萎縮	表情の認知	記憶が抜け落ち 対人関係に支障

## 児童相談所での児童虐待相談対応件数

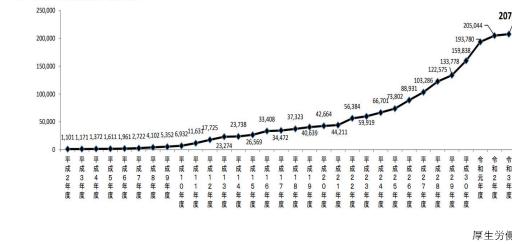
### 1. 令和3年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数

令和3年度中に、全国225か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は207,660件で、過去最多。

※ 対前年比+1.3%（2016年度の値）（令和2年度：対前年比+5.8%（11,264件の増加））

※ 相談対応件数とは、他の3年間に児童相談所が相談を受け、援助力会議の結果により指導や指導を行った件数。

### 2. 児童虐待相談対応件数の推移



厚生労働省HP

## 児童虐待の種類別割合

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総 数
平成22年度	21,559( 38.2%)	18,932( 32.5%)	1,405( 2.5%)	15,068( 26.7%)	56,984(100.0%)
平成23年度	21,942( 36.6%)	18,847( 31.5%)	1,460( 2.4%)	17,670( 29.9%)	59,919(100.0%)
平成24年度	23,579( 35.4%)	19,280( 28.9%)	1,449( 2.2%)	22,423( 33.6%)	66,701(100.0%)
平成25年度	24,245( 32.9%)	19,627( 26.6%)	1,582( 2.1%)	28,348( 38.4%)	73,802(100.0%)
平成26年度	26,181( 29.4%)	22,455( 25.2%)	1,520( 1.7%)	38,775( 43.6%)	88,931(100.0%)
平成27年度	28,621( 27.7%)	24,444( 23.7%)	1,521( 1.5%)	48,700( 47.2%)	103,286(100.0%)
平成28年度	31,925( 26.0%)	25,842( 21.1%)	1,622( 1.3%)	63,186( 51.5%)	122,575(100.0%)
平成29年度	33,223( 24.8%)	26,821( 20.0%)	1,537( 1.1%)	72,197( 54.0%)	133,778(100.0%)
平成30年度	40,238( 25.2%)	29,479( 18.4%)	1,730( 1.1%)	88,391( 55.3%)	159,838(100.0%)
令和元年度	49,240( 25.4%)	33,345( 17.2%)	2,077( 1.1%)	109,118( 56.3%)	193,780(100.0%)
令和2年度	50,035( 24.4%)	31,430( 15.3%)	2,245( 1.1%)	121,334( 59.2%)	205,044(100.0%)
令和3年度	49,241( 23.7%) ▲794 (▲18)	31,448( 15.1%) (+18)	2,247( 1.1%) (+2)	124,724( 60.1%) (+3,380)	207,660(100.0%) (+2,616)

厚生労働省HP

## 虐待の予防

一次予防 発生を未然に防ぐ

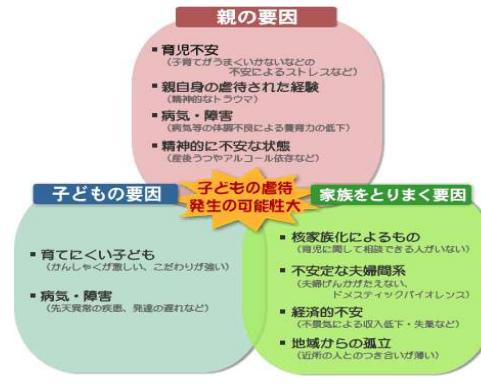
二次予防 早期発見・早期対応

三次予防 再発予防

## 虐待発生のリスク要因

- 保護者の心身の不安定さ
- 子育てに関する知識の不足
- 子どもの養育の難しさ（未熟児、障害児）
- 経済的困窮
- 社会からの孤立
- 被虐待体験

（厚労省[子ども虐待対応の手引き]）



京都府HP

見逃さないで！「たすけてサイン」

子どもからのサイン

不自然なあざ・やけど・打撲

極端にやせているなど、栄養失調状態

衣服やからだ（髪や手足等）が不潔

無表情、大人を見るとおびえる

落ち着きがなく乱暴、情緒不安定

茨城県土浦児童相談所、茨城県保健福祉部子ども政策局青少年家庭課HP

## こんな子どもは 虐待を受けているかも

- \*不自然なヤケド、切り傷、アザがある
- \*よく泣き声が聞こえる
- \*いつも同じ衣服や季節に合わない衣服を着ている
- \*家に帰りたがらない
- \*身体が汚れたままで、におったり、不潔が目立つたりする



奈良県こども家庭課HP



## 乳幼児を育てる時期

- ・子育てという初めての体験を通して、親としての意識や態度を身に付けていく
- ・役割が増えることによって、これまでの**仕事とのバランス**を改めて考え直し、**多重の役割**を担う
- ・祖父母にどこまで子どもの世話を求めるかなど、子育てをめぐって**祖父母世代との関係**も重要
- ・**第2子**以降の子どもの誕生は、家族システムに大きな影響を与える
- ・保育所や幼稚園と関わることで、家族以外のさまざまな**人間関係の構築**という新たな課題

## 第5章

### 関係機関との連携 地域資源の活用

## 保護者の自己尊重感

- ・自分の子育てを評価されていないと感じる気持ちが不安や不満へとつながり、保護者の自己尊重感を低下させ、**子どもの育ちにも影響**を与える
- ・保護者にとって**自分の子育てを認めてくれる相手**がいるかどうかは重要であり、保育士が日頃から行っているやりとりが保護者の自己尊重感を高め、前向きな子育てを支える

135

## 連携・協働

- ・**保育所**は**地域に開かれた社会資源**として、入所する子どもの保護者に対する支援と地域の子育て家庭に対する支援等を行う
- ・**保護者・家庭**および**地域**と連携して社会全体で子どもの育ちを支える
- ・地域のさまざまな**専門機関・専門職**、あるいは、地域にある多様な**社会資源**とネットワークを形成し、問題状況や情報を**共有**しながら**対応**

## 保護者支援・子育て支援の目的

家庭が十分に機能していないときにそれを補い、家庭を子どもが育つ場として適切な状態に近づけることにより、家庭の自立を促す

139

## 家庭機能を念頭に置いた支援

- ・家庭機能が働いているかアセスメント
- ・**養育機能**（食事や清潔の習慣など心身の発達に不可欠な機能）
- ・**保護機能**（安全・安心な場として子どもを護る機能）
- ・**休息機能**（心身の十分な休息を保証する機能）
- ・**生活文化伝承機能**（習慣や行動様式などさまざまな知識を生活の中で伝える機能）
- ・**生命倫理観の醸成**

140

## 専門職間連携のメリット

- 利用者の問題解決**  
(適切なアセスメント・計画・迅速な実施・創造的解決、質の向上)
- 効率性**  
(より多くの資源を最大限活用)
- 専門職のメリット**  
(支援能力向上、情緒的支援、職場環境改善)

## 専門職間連携のデメリット

- 利用者の不利益**  
(依存性を増す可能性・個人情報が漏れやすい)
- 非効率性**  
(意見調整に時間がかかる)
- 専門職のデメリット**  
(役割混乱や葛藤の出現、意見の齊一性(社会性)からの圧力)

## 何を目指すのか

- ・連携を実践するうえで最も大切なのは**目的・目標の共有**
- ・目的・目標を定める際には率直に話し合い、十分に納得しておくべき
- ・忘れてはならない重要な目的は、**子どもの最善の利益**
- ・集団が本来の目的を忘れないためには、**当事者を議論の場に招き入れる**

## MISSION・VISION・VALUE

- ・組織の存在意義・役割・使命  
(**MISSION**)
- ・組織のありたい姿・未来の目標  
組織の方向性 (**VISION**)
- ・価値基準・行動指針 (**VALUE**)

## チーム

- ・チームとは、異質な人間が集団の目標を達成するために、熱意を持つて助け合う組織
- ・チームワークとは、同じ目標に向かって、異なった能力をもつ者たちが、知恵と力を合わせて協働する

## 力を合わせる

- ・チームワークを成功させるにはチーム作り（チーミング）が重要
- ・チームメンバーの能力と限界を把握
- ・他職種の理解を得るには情報発信から
- ・チーム運営には、ルールと役割分担を定める

## 連携の実現を拒むもの

- ・新しいことをする時間がない？
- ・労力の割に見返りが少ない？
- ・上司や同僚たちが連携することに好意的でない？
- ・組織的な柔軟性がない？
- ・自分に能力や自信がない？

## 連携上の留意点

- ①日常的な関係やつながりを持つ
- ②保護者の同意や了承を得る
- ③子どもの遊びや生活の連続性に配慮する
- ④就学へ向けて継続的に対応する

## チームワークのために必要な要因

- ①共通する目標を持つ
- ②自他の能力と限界の把握
- ③相手とのコミュニケーション
- ④意見交換をする場
- ⑤自らも変化を受け入れる

## リーダーシップ<sup>°</sup>

- ・一定の目標を達成する為にチーム内のメンバーに対して行動を促す力
- ・組織の中で目標を定めて、チームを作るもしくは維持したりし、成果を出す能力

## リーダーシップ<sup>°</sup>

- ・生まれながらに持つ資質だけではなく、誰もが訓練することで備えることができる機能で、経験や実践を通して身に付けることができるスキルである (John Adair)
- ・実践的な技術であり、誰もが学び、自分のリーダーシップスキルを磨くことができる

## サーバント・リーダーシップ<sup>°</sup>

- ・Servant=召使い、使用人
- ・メンバーの力が充分に發揮できるように奉仕することに重点を置いたリーダーシップ
- ・奉仕や支援を通じて、周囲から信頼を得て、主体的に協力してもらえる状況を作り出すリーダーシップ<sup>°</sup>

## サーバント・リーダーシップ<sup>°</sup>

特性	説明
傾聴	相手が望んでいることを把握するために傾聴しどうすれば役に立てるかを考える
共感	相手の立場に立って、相手の気持ちを理解する
癒し	相手の心を癒し、本来の力を取り戻させる
気づき	自分に対しても相手に対しても気づきを得ることができる相手に気づきを与えることができる
納得	相手とコンセンサスを得ながら納得を促すことができる

## サーバント・リーダーシップ<sup>°</sup>

特性	説明
概念化	大きな夢やビジョンを持ち、それを相手に伝えることができる
先見力	現在の出来事を過去の出来事と照らし合わせ、未来の出来事を予測できる
執事役	自分の利益よりも、相手に利益を与えることに喜びを感じる。一步引くことを心得ている
人々の成長への関与	仲間の成長を促すことに深くコミットしている。他者の強みや価値に気づいている
コミュニティづくり	愛情と癒しに満ちていて、人々が大きく成長できるコミュニティを創り出す

## 参考図書

- ・第6巻『保育士等キャリアアップ研修テキスト6 保護者支援・子育て支援』第2版 編集：矢萩恭子（和洋女子大学）中央法規出版
- ・保護者支援・子育て支援(MINERVA保育士等キャリアアップ研修テキスト6)監修：今井和子、近藤幹生 ミネルヴァ書房
- ・今、もっとも必要なこれからの子ども・子育て支援編著：土谷みち子 風鳴舎
- ・児童の福祉を考える子ども家庭支援論 吉田真理 萌文書院